

1 海に関する国民の理解増進

我が国は、貿易量の大部分を海上輸送が担うなど、「海」を通じて社会経済基盤の構築と国民生活の安定を図っている。しかし、日常生活において目に触れる機会が少ないこともあり、国民の海に対する理解・関心を高める取組が必要である。

国土交通省は、国民の海に対する理解と関心を一層深めるとともに、海への理解と感謝の気持ちを若い世代に引き継ぎ、より多くの人々が海に親しむ機会を得ることができるよう、様々な取組を推進している。

1. C to Seaプロジェクト



海や船の楽しさを国民に伝えるため、国土交通省や海事関係団体が一体となって実施している「C to Seaプロジェクト」では、2022年4月に結成された「C to Sea特派員」の協力を得て、下記の取組を行っている。

① ポータルサイト「海ココ」

2018年4月より、ポータルサイト「海ココ」を通じ、関連団体等が有する海や船に関する様々なコンテンツやイベント情報等を集約して発信している。2020年度以降、各種ページ構成の一新や、記事の執筆者の増員により、利用者が自分の関心に合う情報を、より体系的かつ深く知ることが出来るようになるとともに、コンテンツの充実が図られた。2025年度の年間ページ閲覧数は約13万回と、年間約7万人の新規ユーザーが閲覧した。



▲ 各特集ページをスライドショーで、分かりやすく魅力的に紹介。

② SNSの活用

近年、若者をはじめ、国民の主要メディアとなっているSNSを活用し、海・船に関する親しみやすい話題を日常的に発信する取組も行っている。

2019年度から、X（旧Twitter）に投稿する取組を継続しており、フォトキャンペーンなどの参加型企画や、C to Seaプロジェクト公式アンバサダー STU48とのコラボレーションなど、様々な企画を通じて認知を広げてきた結果、フォロワー数



▲ 「海の絶景」写真を募る参加型企画で海への関心を喚起



▲ アンバサダー・STU48と連携したボートショー周知キャンペーン

は1万1千人を達成し、着実に発信力が高まってきている。

さらに、2019年度からはYouTube「海ココちゃんねる」を開設し、訴求力の高い動画による情報発信にも取り組んでいる。海事局職員による造船所への潜入取材や、子ども向けの絵本読み聞かせ動画、船旅体験動画などの動画を公開し、わかりやすくインパクトのある映像を通じて、海事振興や海事観光の推進に繋がる情報を発信している。



CtoSeaオリジナルキャラクター「ココちゃん」と「ミライくん」



▲ 2024年度は、ミス日本「海の日」と海事局職員による造船所潜入取材動画を公開！



▲ オリジナル絵本動画では、中国地方ご当地アンバサダー・久保田夏菜アナウンサーが読み聞かせを担当



▲ 関係団体との連携で制作した海事観光総合PR動画「#海があるから」は約23万回再生！

＜ポータルサイト「海ココ」やSNSでは海や船の楽しい情報を更新中！＞



③ ツーリズムEXPOジャパン2025への出展

2025年9月にAichi Sky Expoで開催された「ツーリズムEXPOジャパン2025」にて、船会社や関係団体を含めた14組織で海事観光プロモーション「#海があるから」ブースの共同出展を行った。旅行関係者やメディア、一般の来場客に対し、全国の船旅やマリニアクティビティなど海事観光の魅力をパネルや模型、ミニステージで大々的にPRした。



▲ ブースの様子



▲ 抽選会の様子

2. 海の日・海の月間行事

国土交通省では、海の恩恵に感謝する国民の祝日「海の日」の趣旨を広く国民に理解してもらうため、様々な行事を通じて「海の日」の意義を広く国民に定着させるための活動を進めている。

① 海の日行事「海の日記念行事2025」

国土交通省では、総合海洋政策本部、日本財団と連携して、2015年から海洋についての国民、特に次世代を担う青少年の理解と関心を一層深めるため、「海の日記念行事」を実施している。

2025年は海の日が祝日となって30回目の節目を迎えたことから、秋篠宮皇嗣同妃両殿下にご臨席いただき7月21日(月・祝)の「海の日」に東京国際クルーズターミナルで「海の日記念行事2025」を開催し、海事関係団体によるブース出展や海上保安庁及び海上自衛隊の音楽隊による演奏、JMETSの練習船及び自動車船体験乗船会等、様々なプログラムを実施し、約8千人もの来場者が訪れた。また、体験型イベントを通じて興味を示した層に更なる情報提供を行うランディングページとして、海の日特設サイトを開設したところ、約5万回のアクセス数を獲得した。さらに、参加型SNS企画「#タイムラインを海にしよう」をXで実施し、イベントに参加できない人も楽しむことができるコンテンツを発信した。

② 海の月間

「海の日」の三連休化を契機に、「海の日」本来の意義が失われることなく、広く国民に海への理解と認識を深めていただくことを目的とし、「海の日」を中心に7月1日から31日までの1ヵ月間を「海の月間」と位置づけ、全国各地で体験乗船や施設見学など海に関する様々なイベントが開かれている。2025年はポスターコンクール※や汽笛の一斉吹鳴をはじめとした、多くの広報事業が実施された。

※ 主催 (公財) 日本海事広報協会

3. 海洋立国推進功労者表彰

科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ周知することにより、国民の海洋に対する理解を深める契機とするため、2008年から国土交通省をはじめと



▲ 海の日記念行事2025



▲ 海の日記念行事2025にご臨席になり、お言葉を述べられる秋篠宮皇嗣殿下 (同妃殿下ご臨席)



▲ 2025年「海の日・海の月間」ポスター (西山侑良さん)

する5省庁が共同で、内閣総理大臣表彰として「海洋立国推進功労者表彰」を実施している。
2025年の第18回表彰では、5名1団体が受賞した。

第18回海洋立国推進功労者表彰 受賞者

●「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

1. 小平 秀一（国立研究開発法人 海洋研究開発機構 理事）
[大規模海底下探査手法の確立による海溝型地震メカニズムの実態解明に貢献]
2. 須賀 利雄（東北大学 大学院理学研究科 教授/東北大学・海洋研究開発機構 変動海洋エコシステム研究所長）
[地球規模の海洋観測網構築による海洋における気候変動研究の推進に貢献]
3. 多田 邦尚（香川大学 名誉教授/香川大学瀬戸内圏研究センター 客員教授）
[沿岸海域の環境研究と環境保全、および沿岸海洋学の普及啓発に貢献]
4. 一般財団法人 日本船舶技術研究協会
[海事クラスタープラットフォームによる国際基準・規格の開発・強化]

●「海洋に関する顕著な功績」分野

1. 安田 一郎（東京大学 大気海洋研究所 名誉教授/国立研究開発法人 海洋研究開発機構 特任上席研究員）
[海洋乱流鉛直混合と海洋・生態系変動の実態解明に貢献]
2. 辻本 勝（国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 研究監）
[実海域実船性能評価の「ものさし」の開発による海運からのGHG排出削減に貢献]

4. 日本海洋少年団

日本海洋少年団は、幼稚園児から高校生までの男女を対象に、海を活動の場として、子どもの時から海に親しみ、団体行動を通して社会生活に必要な公德心を養い、心身ともに健康でたくましい人間の育成を目指し1951年に設立された。

しかし、1970年度の約32,000人をピークに団員数は年々減少し、2010年度には約2,200人となったことから、新団設立の準備支援や既存団の運営強化の支援を行っている。2026年5月末時点で77団、約3,500名の団員が全国各地で活動している。



▲ 第56回海洋少年団全国大会「競技の部」
東日本地区会場 手旗競技

2 海洋教育の推進

海洋国家日本を支える海事産業の発展のためには、専門的な知識・技術を有する人材を確保することが不可欠である。特に、次世代の人材を安定的に確保するため、初等中等教育段階における海洋教育を推進し、子ども達の海事産業に対する理解を深め、将来の職業として興味・関心を持ってもらうことが重要である。

このため、2017年3月に改訂された小学校と中学校の学習指導要領において、我が国における海洋・海事の重要性についての記載が充実し、小学校では2020年4月、中学校では2021年4月より新しい学習指導要領に基づいた授業が開始されている。

このような状況のもと、国土交通省では、関係行政機関、教育機関、海事関係団体との連携

を図りながら「海洋教育推進プロジェクト」に参画し、初等中等教育における海洋教育の充実・強化を図り、学校教育の現場における海洋教育が推進されるよう以下の取組を進めている。

1. 海洋教育推進事業

国土交通省では、各地で地方運輸局等が主体となり教育機関、海事関係団体等と協力・連携し、普段接する機会の少ない海洋や海事産業について興味関心を持ってもらい、その重要性を認識してもらうために、体験乗船や施設見学会、出前講座等を行っている。2025年度は、全国各地で100件以上の事業を実施し、好評を得た。

さらに、関係行政機関、教育機関、海事関係団体と協力・連携し、小中学校の教育現場における海事産業の重要性に関する教育を推進する「海洋教育推進事業」に取り組んでおり、無理なく授業の中に海洋・海事の重要性を取り入れられるよう学習指導案の例を中心とした「海洋教育プログラム」を国土交通省HPにて、Web授業動画（「海洋教育授業動画」3種）をYouTube「海ココちゃんねる」にて公開している。



▲「施設見学会」の様子



▲ オンライン授業PR動画

2. 小中学生向け海洋キャリア教育

2025年度は、山形県南陽市、東京都練馬区、千葉県千葉市、愛媛県今治市等の小中学校において、海に関する職業の知識を得るとともに、日本の産業を支える海運、造船等の重要性について理解・関心を高めてもらうことを目的として、日本海事広報協会、地方海事広報協会、地方運輸局、教育委員会等が連携して、海の仕事を紹介する海洋キャリア教育セミナー（海洋教育普及事業～海の仕事へのパスポート～）が実施され、児童・生徒達は、海に関わる仕事に就いている様々な講師から、仕事の魅力、やりがい等について、質疑応答も交えながら話を聞いた。



▲ 海洋キャリア教育の授業風景
（今治市立朝倉小学校）

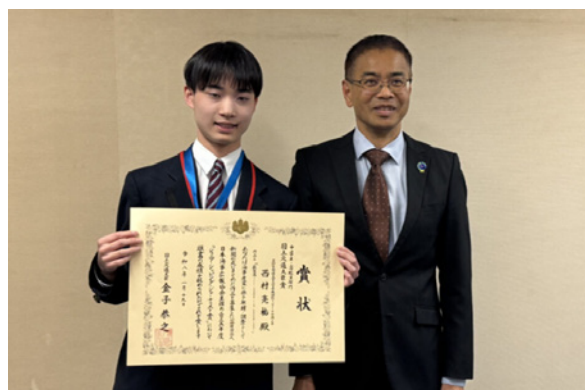
3. ジュニア・ SHIPPING・ジャーナリスト賞

海事振興・海洋教育等の推進の一環として、新聞の作成を通じて海や船への関心を高めてもらうことを目的に、(公財) 日本海事広報協会の主催で、小中高校生が海事産業をテーマに取材・調査をして新聞形式にまとめたものを募集し、優秀作品を表彰している。

2025年度は過去最多となる1,531点の応募があり、小学生部門では宮城県 聖ドミニコ学院小学校6年生の阿部 英明（あべ ひであき）さんの「海の工事船新聞」、中学生・高校生部門では東京都 宝仙学園順天堂大学系属理数インター中学校3年生の西村 亮祐（にしむら りょうすけ）さんの「敦賀港～It looked like heaven, too～」が国土交通大臣賞に選定された。



▲ 聖ドミニコ学院小学校6年 阿部 英明さん



▲ 宝仙学園順天堂大学系属理数インター中学校3年 西村 亮祐さん

3 小型船舶の利用活性化

1. 小型船舶の利用振興

① 「海の駅」の活性化、防災拠点としての活用

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、身近なレジャー拠点を多く整備することが必要である。国土交通省が設置を推進している「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として、2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2026年5月末時点において、全国に179駅が登録されている。「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、釣り体験等、地域の特性を活かした様々な取組が行われている。また、2018年7月の西日本豪雨では、「海の駅」が、支援物資の輸送や患者の搬送の中継地として大きな役割を果たした。有事の際を想定し、自治体等と連携した実証事業等を行い、防災ネットワーク構築のための自治体等との協力方法や安全対策を取りまとめたマニュアルを作成したところであり、海の駅はマリンレジャーの拠点としてだけでなく、防災拠点としての機能にも注目されている。

② マリンチック街道

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「C to Seaプロジェクト」の一環として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としており、2026年5月末時点では合計23ルートが認定されている。



▲ マリンチック街道ポスター

③ マリンレジャーの魅力の発信

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦士免許の女性の新規取得者割合が増加しており、女性のマリンレジャーへの関心が高まっている。このような状況の下、国土交通省では、海を身

近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連27団体（2026年5月時点）からなる「UMI協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進と安全啓発活動に努めている。2025年9月に開催された「横浜ボートフェア2025」、2026年3月に開催された「ジャパンインターナショナルボートショー 2026」、2026年4月に開催された「関西ボートショー 2026」等において、UMI協議会の協力の下、マリンレジャーの魅力に関する情報発信を行った。



▲ 2025年9月に開催した横浜ボートフェアの様子



▲ 2026年3月に開催したジャパンインターナショナルボートショーの様子（会場：パシフィコ横浜、横浜ベイサイドマリーナ）



2. 放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化等の原因となっていることから、国土交通省及び水産庁が連携して1996年度より定期的に港湾・河川・漁港の三水域における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、更なる対策を推進する必要がある。国土交通省及び水産庁は、2024年3月に「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」を公表し、水域管理者を中心とする関係者と緊密に連携の元、放置艇の解消に取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈没船化を招く要因の一つとなっていたことから、（一社）日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP船リサイクルシステム」の運用が全国で開始されており、2025年度は当該システムに基づき、429隻のFRP船の処理が実施された。

3. ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要な船舶）は、手軽に楽しめる船舶として普及している（2025年の機関出力1.5kW未満の船外機の国内向け出荷台数は約2,200台）。海事局では、安全な利用を推進するため、ユーザー向け安全マニュアル及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発動画を国土交通省HPに掲載している。また、（一社）日本マリン事業協会では、民間の登録講習機関が開催する講習会の案内を行うなど、ミニボートユーザーに対する安全啓発活動が行われている。

▲ 国土交通省HP掲載場所

▲ 安全啓発DVD

図表6-1 ユーザー向け安全マニュアル例

4. 小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項が定められている。



図表6-2 小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶による海難事故が依然として多いが、遵守事項を守ることによって未然に防止できるものもあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を発出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減ずることとしている（累積点数が5点に達した場合を除く。）。なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリストを配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

違反の内容			点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反			3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反			2点	5点

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

図表6-3 遵守事項違反点数及び行政処分基準

5. ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象としている。また、ライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるリーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。

6. 小型船舶の検査・登録制度の適切な運用の確保

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、例年、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度や海難事故対策のポイントの周知、啓発を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶検査機構等の協力を得て、船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるように指導している。

4 モーターボート競走

モーターボート競走(ボートレース)は、全国24カ所の競走場で開催されている日本生まれの公営競技であり、出場する選手に年齢や性別の区別がなく、混合で実施される数少ない競技の一つである。近年では、ストーリー性を重視したCM、SNS等による発信を積極的に行いボートレースの世界の認知度向上を図るとともに、競走場を、遊び場、憩いの場としての施設整備や地域住民向けのイベントの開催など、ボートレース以外でも楽しめる地域交流の拠点とすることで、国民に親しまれている。



▲ ボートレース



▲ 遊び場 (Gruunわかまつ)



▲ 地域住民向けのイベント
(野菜即売会の様子)

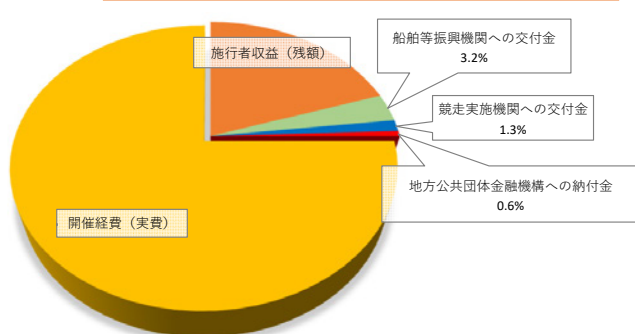
1. ボートレースの趣旨及び売上金の流れ

ボートレースは、1951年に制定された「モーターボート競走法（競走法）」に基づき、国土交通省の監督のもと、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善に寄与することを目的に実施されている（①及び②は社会貢献、③は地域貢献）。

ボートレースの売上金額は、1991年度に約2兆2,137億円を記録した後、景気の低迷などにより年々減少し、2010年度には約8,435億円となった。これ以降、イメージアップ戦略の効果のほか、インターネット投票の普及により売上が増加し続け、2025年度は約2兆6,658億円と5年連続で歴代最高を更新した。

ボートレースの売上金額の約75%は、舟券の的中者へ払い戻される。残りの約25%から、社会貢献に活用するための額（船舶等振興機関への交付金）や開催経費等を差し引いた額が競走を開催する自治体（施行者）の収益となり、地域貢献に活用されている。

払戻金額以外となる開催経費・収益の内訳



「船舶等振興機関への交付金」：

船舶等振興機関（公益財団法人日本財団）に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用。

「競走実施機関への交付金」：

競走実施機関（一般財団法人日本モーターボート競走会）に交付され、レースの審判・検査、選手等の養成・訓練に係る費用に充当。

「地方公共団体金融機構への納付金」：

地方財政法に基づき納付され、地方公共団体への資金貸付利率の引き下げに充当。

「開催経費」：

管理費、選手賞金費、施設運営費等

▲ 払戻金額以外となる開催経費・収益の内訳

① 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

船舶等振興機関である公益財団法人日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、競走法の目的である海事関係事業及び公益事業の振興を目的とする事業への助成事業等を実施している。具体的には、造船技術の研究開発、海事・海洋関係人材の育成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、福祉関係施設・設備の整備、子どもをとりまく課題の解決、ハンセン病制圧活動などの国際協力事業、災害復興などへの支援を行っている。



温室効果ガス排出ゼロの「未来の船」を開発する

2050年に内航海運分野におけるカーボンニュートラルを実現するため、水素を燃料とした船舶を世界に先駆けて開発し、実証することを目指すのが、日本財団ゼロエミッション船プロジェクトです。

国内物流の約4割を担う内航海運のCO₂排出量は、日本の運輸部門の約5%を占めています。本事業は、海事クラスターに加えて自動車や宇宙、商社等の他分野で構成された22社のオールジャパン体制で推進中です。

2025年度は、水素混焼タグボート「天欧」が竣工。水素とバイオディーゼル燃料の組み合わせにより、運航時におけるゼロカーボン航行を達成しました。今後は、カーフェリーやタンカー等の開発実証も予定し、ゼロエミッション船が当たり前に海を走る未来の実現を目指します。



★取組の詳細については、「日本財団ゼロエミッション船プロジェクト」公式サイトからご確認いただけます。⇒



② 施行者の収益金の使途（地域貢献）

施行者は、競走法の目的の一つである地方財政の改善を図るため、収益の一部を一般会計等に繰り出し、公共施設の整備、社会福祉、教育文化、医療等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。この繰出金は、2024年度は約1,113億円、1952年からの累計は約4兆4,260億円となっている。



下関市における学校給食支援事業

ボートレース下関の施行者である下関市は収益金の活用事業のひとつとして、学校給食費支援事業を実施しております。市立小中学校の児童生徒に提供する給食における学校給食費を令和7年度2学期より無償化することで、子育て世帯の生活支援につなげています。



坂井市における丸岡城周辺整備事業

ボートレース三国の施行者のひとつである坂井市は収益金の活用事業のひとつとして、市の代表的な観光地である丸岡城の周辺整備を実施しました。観光情報センターの移転改築やふれあい広場園路整備工事、霞ヶ城公園建築外構工事等を行い、観光地の魅力および賑わい創出につなげました。



2. ギャンブル依存症への取組

ギャンブル等依存症は、公営競技やパチンコ等にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、政府は2018年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法（基本法）」を制定し、その対策を推進している。

① ギャンブル等依存症対策基本計画

基本法では、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府による「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（基本計画）」の策定を義務付けており、この計画は2019年4月に閣議決定し、2025年3月に3度目の改定を行った。改定後の基本計画では、これまでの取組を継続して実施するとともに、公営競技のオンライン化への対応、若年者対策の強化や、地域における関係機関間の更なる連携強化などを盛り込んでいる。本計画に基づき、政府、地方自治体、関係事業者等が一体となって、取組を推進しているところである。

② ボートレース業界におけるギャンブル依存症対策の取組

ボートレース業界においては、基本計画に基づき、射幸心をあおる内容にならないような広告・宣伝の全国的指針の運用、本人及び家族申告によるアクセス制限やインターネット投票において1日あたりの入金額の上限を設定できる仕組みを導入するとともに、20歳未満の者の舟券の購入禁止の徹底などに取り組んでいる。また、24時間無料相談コールセンターを設置し相談を受けており、その内容等を分析、実態を把握するとともに、必要な機関等へ情報提供する体制の整備を行っている。加えて、各施行者は各地域の包括的な連携協力体制に参画することで、関係機関との連携を高めているところである。さらに、ポイント付与サービスの見直しについては、公営競技全体で議論し、対策を決定したところ、今後も他の公営競技と連携し、必要な対策を実施していくこととしている。

また、基本法では、毎年5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間として定めており、ギャンブル等依存症問題

に係る関心と理解を深めてもらうため、啓発動画や依存症から回復された方による体験動画の公開、若い世代向けに大学でのセミナーやボートレース場での相談会の開催等を行っている。

国土交通省は、ボートレース業界と連携し、今後も上記の取組を継続するとともに、特にインターネット投票が増加していることを踏まえ、インターネット投票利用者等へのアクセス制限利用の周知・啓発などギャンブル等依存症を予防する観点に立った効果的な対策に取り組んでいく。



「マンガで解説! ギャンブル依存症」は
こちらから
ご覧いただけます。⇒

